

委員から要望のあった資料

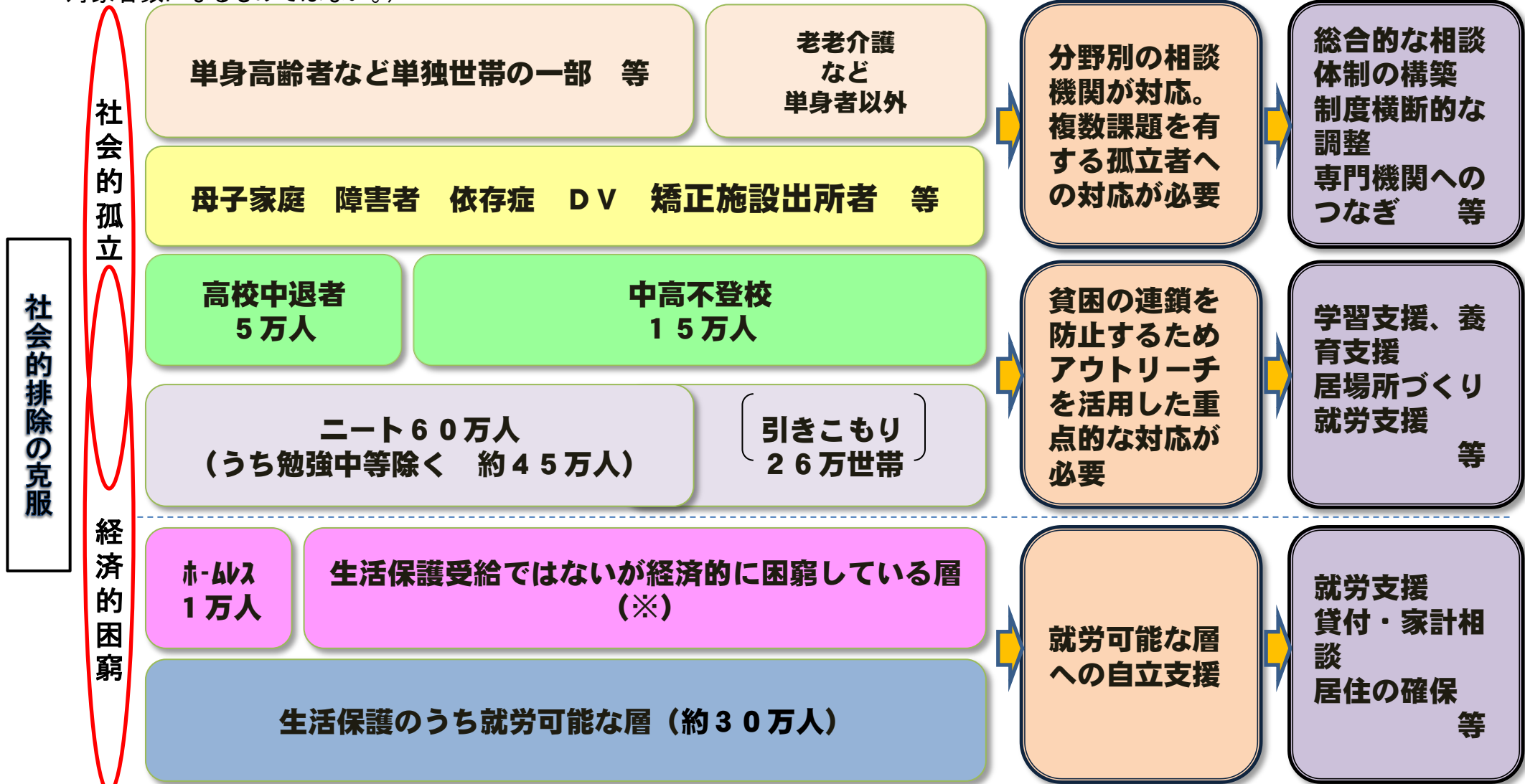
生活困窮者就労支援対象規模・課題等

生活困窮者支援体系の対象者イメージ

経済的な困窮と社会的な孤立は密接不可分の面もあり、「社会的に包摂される社会」を実現するため、相談支援は幅広く対応しつつ、具体的な支援は各人のニーズに応じて実施。

【全体像の粗いイメージ】

(※網羅的なものではなく、実際には重複する部分もあり、下欄の合計数値が新たな支援体系の対象者数になるものではない。)



※(参考)福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間40万人程度。

就労支援の対象となる生活困窮者、就労支援事業の成果、就労実現に当たっての課題

I 就労支援の対象者数規模

○就労支援の対象となる生保受給者等生活困窮者の規模はストック、フロー含め、少なくとも50数万人。

1 就労支援の対象となる生活困窮者(ストックベース)

○生活保護を受給している者中、稼働年齢層で、不就労、疾病・育児等の就業制約のない者：約30万人

※ その他に、他の福祉制度(児童扶養手当、住宅手当)の利用者中、「稼働年齢層で、不就労、疾病・育児等の就業制約のない者」が存在

→このうち、

- ・「福祉から就労」支援事業では、一般就労による就労実現が期待できる者について、福祉事務所からの推薦を踏まえ、ハローワークで選定
: 支援対象者数 23年度(実績)4万5千人、24年度(計画)7万人
- ・また、福祉事務所に配置する就労支援員により求職活動のための基礎的支援を福祉事務所で実施する者
: 支援対象者数 22年度5万5千人

2 就労支援の対象となる生活困窮者(フローベース)

○新たに生活保護を受給する者中、1と同様の属性を有する者：年間で約9万人

※ その他に、生活保護に至らない経済的困窮者が存在

→以上1, 2を合計し、少なくとも50数万人にのぼるものと推計(*ただしこの中には、一般就労による就職までは困難な層も一定数含まれるもの)

※ こうした者に対し、ハローワークによる「福祉から就労」支援事業のほか、生活保護受給者に対しては福祉事務所による様々な就労支援を実施。

Ⅱ これまでの生活困窮者に対する就労支援の実績・成果

- ハローワークの「福祉から就労」支援事業創設により、支援対象者・就職者数が大幅伸長。
- また、一部の地域では、自治体の提案に基づき、生活保護受給者等を重点とした、ハローワーク・自治体の「一体的実施」窓口を整備。目標を上回る実績を挙げ、地域関係者から高い評価。
- このほか、福祉事務所におけるさまざまな就労支援も充実。

1 「福祉から就労」支援事業の取組み

- ハローワークでは、平成17年度から「生活保護受給者等就労支援事業」として、福祉事務所から個々に要請のあった生活保護受給者等（児扶手当受給者を含む）を対象に、両者連携した就労支援を開始。
- 生活保護受給者、とりわけ稼働能力を備えると考えられる「その他の世帯」が急増する実態等を踏まえ、平成23年度から、「福祉から就労」支援事業として、ハローワーク・自治体間で、支援目標、重点等を協定等により共有化する等の連携基盤を整備の上、また、要保護状態に陥るリスクの高い住宅手当受給者も支援対象に位置づけ、よりきめ細かい支援を展開。
- この結果、支援対象者数4.5万人、就職者数2.5万人といずれも前年から倍増（就職率は55%で過去3か年平均と同水準）。24年度は、この実績を踏まえ、さらに支援対象者数7万人規模に拡大の計画。

2 「一体的実施窓口」の取組み

- また、平成23年度から、「一体的実施窓口」として、自治体の提案に基づき、ハローワーク・自治体共同事業の位置づけで、就労支援のワンストップ窓口を整備。
- 24年6月現在、26都道府県、33市区で「一体的実施窓口」を整備。生保事務を主に担う基礎自治体の切実なニーズを踏まえ、うち約半数の16市区が、生保受給者等の生活困窮者を主たる対象に位置づけ。それぞれ、創意を凝らした体制整備や情報共有化等の工夫、就労意欲が高まった時点を捉えた早期アプローチの効果等により、目標を大きく上回る実績。

3 福祉事務所における就労支援

- 福祉事務所では、生活保護受給者に対し、ケースワーカーによる就労支援を実施。
- 上記に併せ、福祉事務所に、ハローワークへの同行訪問等の求職活動のための基礎的支援を行う就労支援員を配置し、きめ細かい支援を実施。こうした取組による支援は、支援対象者5.4万人、そのうち就労・増収者数1.7万人となっている。（就労・増収率32%）（平成22年度実績）

Ⅲ 生活困窮者の就労実現に関わる主な課題

○生活困窮者は、意欲、能力、生活環境等、就職実現に向け複合的な課題を抱える場合が多く、失業・生保受給期間が長期化するほど、特に自信・意欲、コミュニケーション等の観点から就労が困難となる。これに応じた受入れ体制も必ずしも十分ではない。

1 主に困窮者に関わる課題（* 実態は多種多様であるが比較的共通的に見られる課題を挙げたもの）

○就職、社会参加に対する自信や意欲の不足

・失業、ひいては社会との接点希薄化に伴い、就職や社会参加について自信や意欲が低下しがち。

○コミュニケーション能力の不足

・定型的やりとりを超えた他者との接触・コミュニケーションが苦手だったり、自ら忌避しがち。

・生活習慣の未確立、生活のリズムづくりなど、就労の際に必要な基本的な日常生活習慣を確立するレベルからの支援が必要な者が多く存在。

・他人とのコミュニケーションがそもそも十分できない者も存在。

○労働市場の実態や、自己理解の不足

・労働市場の実態や、自身の職業経験、適性等を踏まえた就職活動の方向性・方法について理解が不足しがち。

・応募の条件（勤務地、勤務時間、賃金水準等）に拘泥し、その条件すべてに該当する求人が存在しないと、就職活動をあきらめがち。

○生活環境等に起因する就労上の制約

・育児、介護、定期的通院等により、勤務日・時間が制約、ひいては応募機会が制約される場合あり。

○知識、技能、資格等の不足

・企業から求められる実践的知識・技能・資格等の不足。基礎的な知識レベルが低い者も存在。

○これ以外の要素を含め、様々な複合的課題を抱える場合も多い

○生保受給期間が長期化するほど、就労が困難となる

2 主に事業所の受入れ上の制約（* 同上）

○生活困窮者に対するネガティブな評価傾向

・生活保護状態にある等の外形的状態をもって募集、選考上ネガティブな評価をしがち。

○コミュニケーション能力等が不足する者に対するフォローの経験、指導・支援体制の不足

・コミュニケーション能力、生活環境の制約をうまくカバーできれば就労可能という基本認識は持っていても、これに対応する具体的な経験や態勢等が整わない場合も多い。

IV I～Ⅲを踏まえた事業全体としての課題、拡充・見直しの方向性

《課題》

- 「福祉から就労」支援事業などこれまでの支援として、実績が大幅に伸長しているとはいえ、上記 I の支援対象者の母数、うち一般就労による就職可能と見込まれる層の規模に比して、まだまだ規模が限られている。
- 就労支援の実効を挙げる上で、失業・生保受給期間が長期化するとより困難性が増すが、生保受給前や直後といった早期に効果的にアプローチする体制が十分に整っていない。
- 特に意欲、コミュニケーション能力、職業経験の不足、生活習慣の未確立といった主要な課題に十分対応した具体的な支援プログラムの整備、活用がなお不十分。

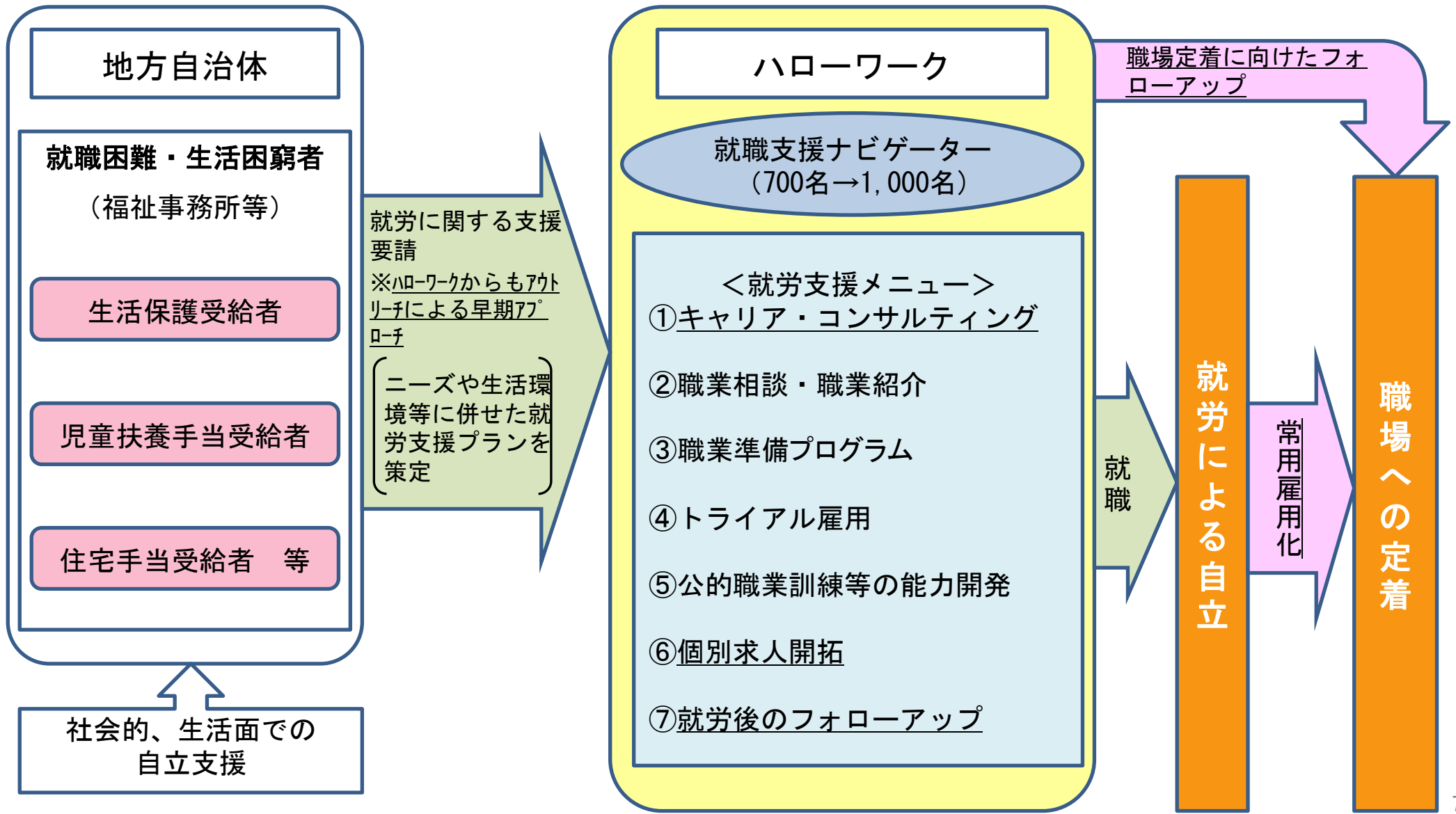
《拡充・見直しの方向性・留意点》

- 以上に示した、支援体制、また、困窮者自身や事業所に共通的に認められる課題等を踏まえ、「これら課題をかばっつ」「生活困窮者としてのハンディのより少ない分野でのマッチングが図られるよう」、以下のような方向性での就労支援強化のアプローチが考えられる。
なお、生保受給者等生活困窮者の置かれている状況、志向は多種多様であり、こうした点を踏まえた柔軟な支援に心がけることも重要。

- 就労支援の対象者を可能な限り早期に把握、早期に支援を開始可能で、支援上必要な情報等共有化が可能な体制を、自治体とハローワーク等関係機関が一体となって、全国的に整備する必要。
- その上で、全国共通的な基準・考え方の下で、一般就労による就職実現が期待できる支援対象者を可能な限り漏れなく把握・選定の上、生活困窮者自身が就職実現に向け抱える課題について認識を深め、自信や意欲を回復するための、継続的できめ細かいアプローチが重要。
- 生活困窮者のハンディが就職上の支障となりにくく、様々な事由で慢性的に求人充足に困難を来している業種・職種や、困窮者の採用・定着の実績を有する事業所等の求人を幅広く、効果的に開拓・分析し、また、広域的な観点を含めマッチングに結びつける仕組みの整備が必要。
- 本人の状態に応じ、面接に同行したり、就職後も必要に応じ本人、事業所双方にフォローアップを行うなど、きめ細かい配慮が必要。
- 特に、(意欲、コミュニケーション、生活習慣確立等含めた広義の)能力面の課題が明確な者について、これら課題に即した能力開発・支援プログラムを整備し、積極的に活用する必要。
- さらに、一般就労に向けた中長期的なサポートを組み込んだ「中間的就労」の提供を進めることが必要。

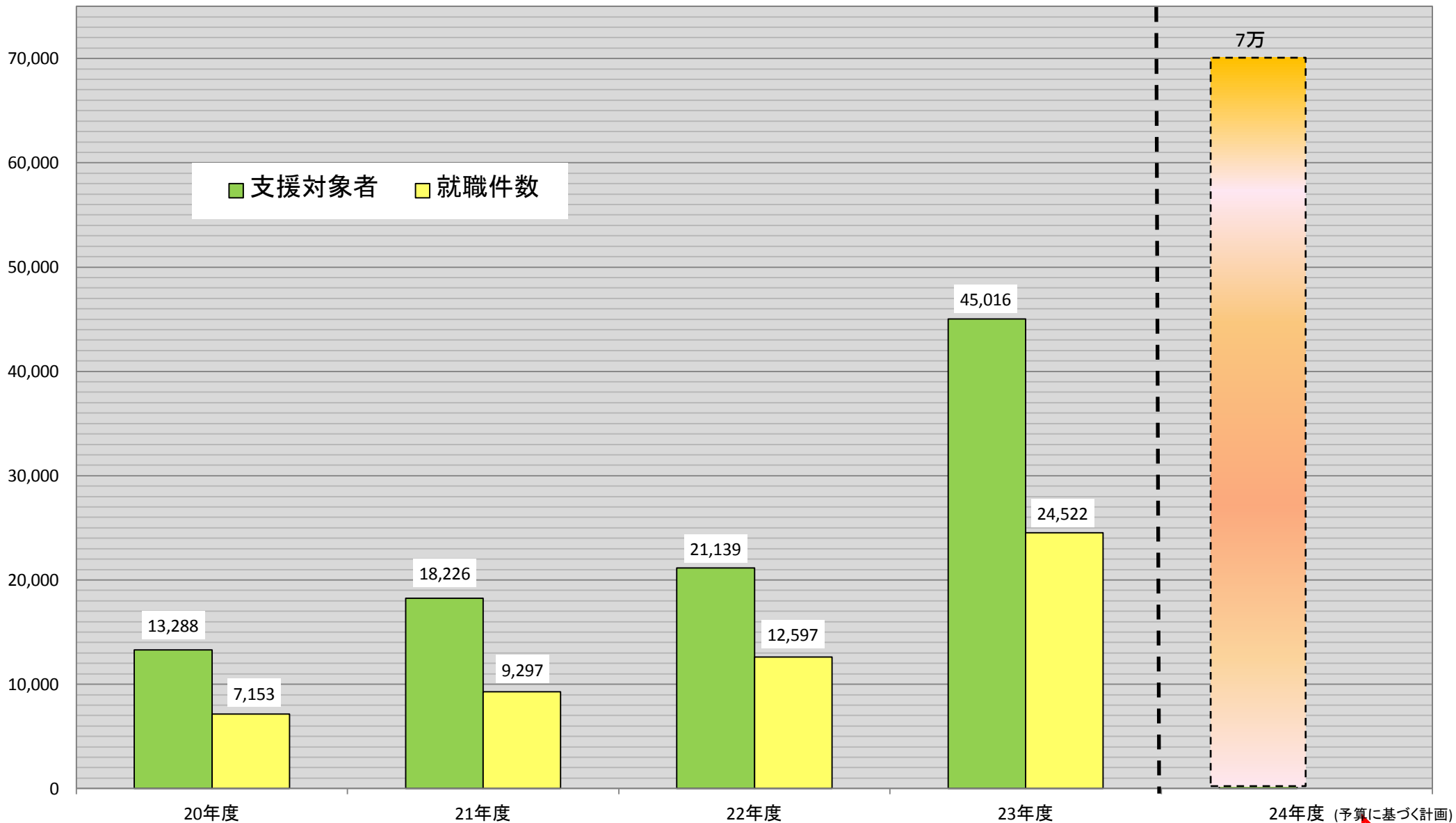
「福祉から就労」支援事業の概要

地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定(支援の対象者、対象者数等の目標、支援手法、両者の役割分担等)を締結。



「福祉から就労」支援事業及び生活保護受給者等就労支援事業の実績・計画の推移

(人・件数)



生活保護受給者等就労支援事業(17~22年度)

「福祉から就労」支援事業(23年度~)
・国と自治体との協定等に基づく連携により、就労支援を強化

※支援対象者には、児童扶養手当受給者など、生活保護受給者以外の者(生活保護ボーダー層)が含まれている。

福祉事務所の就労支援員による支援の現状について

- 福祉事務所のケースワーカーによる支援と併せ、就労支援員による就労支援は全国でも積極的に取り組んで頂いており、就労・増収に繋がった者が相当数存在する等の成果が見られる。
- 就労支援の実施による財政効果も高い状況で推移しており、就労支援員による就労支援では費用対効果が2.12倍（平成22年度）となっている。

就労支援プログラムの実施状況（平成22年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
福祉事務所における 就労支援員を活用した 就労支援プログラム （就労支援事業）	対象者	34,052人	42,550人	54,493人
	就労・増収者	12,135人	12,679人	17,451人
	就労・増収率	35.6%	29.8%	32.0%

※社会・援護局調べ。

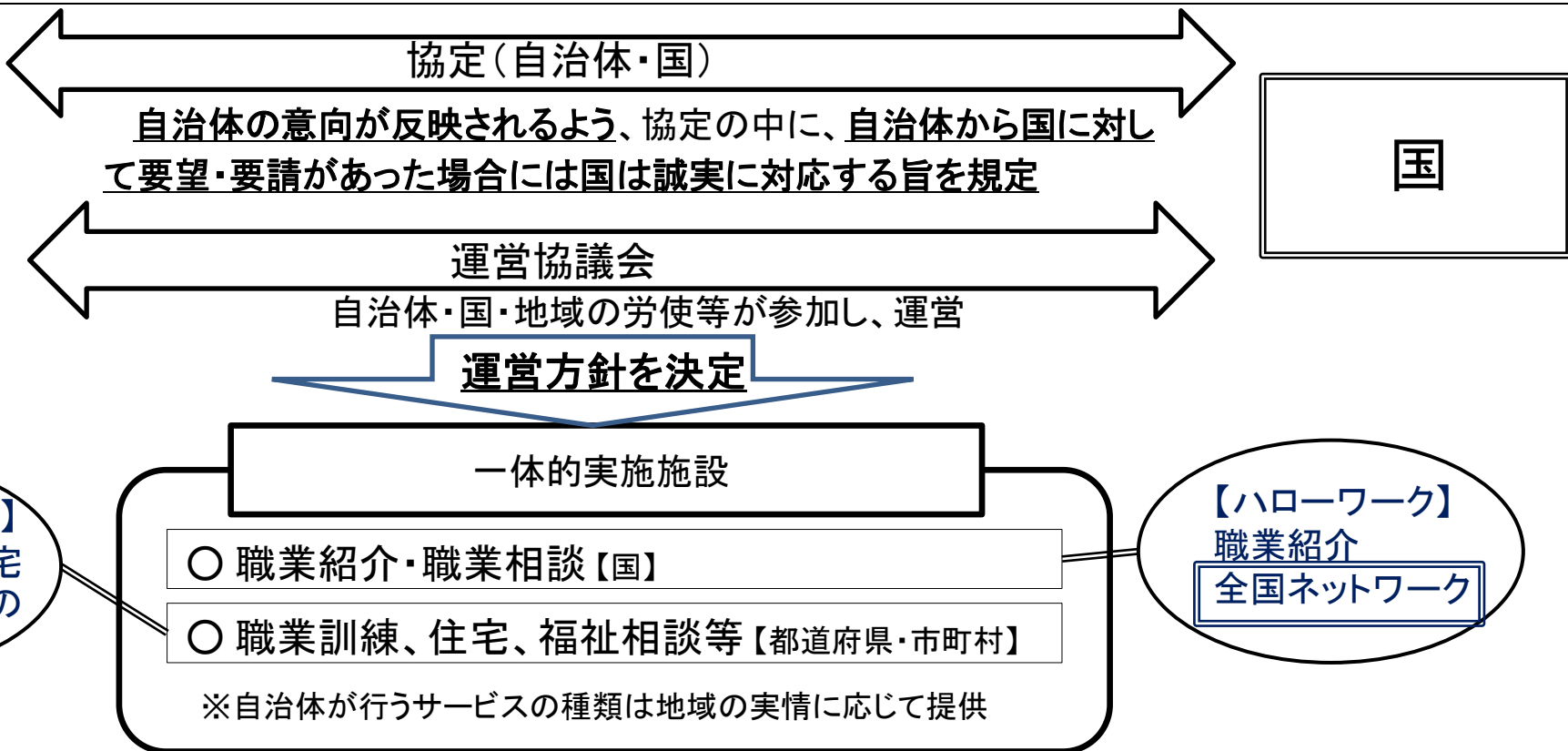
就労支援員による就労支援の財政効果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付実績額(※)	約16.7億円	約19.6億円	約27.5億円
効果額	約45.9億円	約49.4億円	約58.2億円
費用対効果	2.75倍	2.52倍	2.12倍
(参考)有効求人倍率	0.77	0.45	0.56

※ 交付実績額には「就労支援員」のほか就労支援員数は就労支援に携わる専門職員（就労意欲喚起等支援事業、就労の準備の為の支援等）を含む。

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

生活保護受給者等を主な対象とした一体的実施事業(平成24年3月1日までに開設のもの)の取組実績等について

自治体名	事業開始日	事業概要	目 標 〈生活困窮者分〉	実 績(24年3月末時点) 〈同左〉
志木市	H23.6.20	市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、市とハローワークによる生活保護受給者をはじめとする生活困窮者等に対する一体的支援等を実施。 住民に身近な市役所で福祉から就労までの支援を実現。	○就職40人以上 (うち紹介就職25人以上) ○イベント開催 ・合同面接会1回以上 ・職場見学会1回以上 ・セミナー 1回以上	○就職50人 (うち紹介就職26人) ○イベント開催実績・予定 ・就職面接会:11/22、2/13 ・就職ミニ・セミナー:10/18、11/15、12/7、1/12、2/7 [参考]同市の生活保護受給者数 770人(平成24年3月1日)
新宿区	H23.7.1	区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、区とハローワークによる生活保護受給者等に対する一体的支援等を実施。 住民に身近な区役所で、完全予約制・担当者制で国の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援等を実施。	○生活保護受給者等に対する就労支援を月間延べ280人(週延べ70人)実施する ○就労支援の対象とし支援プランを策定した者の就職率 ・60%以上	7月 200人(うちチーム支援48人) 8月 307人(" 64人) 9月 273人(" 41人) 10月 260人(" 31人) 11月 247人(" 35人) 12月 228人(" 24人) 1月 181人(" 18人) 2月 317人(" 32人) 3月 477人(" 31人) の就労支援を実施 支援プラン策定数 就職者数 就職率 313人 191人 61.0%(※)4月末時点 7月 45人 6人 13.3% 8月 62人 21人 33.9% 9月 41人 17人 41.5% 10月 28人 25人 89.3% 11月 35人 23人 65.7% 12月 23人 15人 65.2% 1月 18人 19人 105.6% 2月 32人 21人 65.6% 3月 29人 27人 93.1% 4月 17人 [参考]同区の生活保護受給者数 9,809人(平成23年12月末)
総社市	H23.7.1	ハローワーク内に「就労支援ルーム」を開設し、市とハローワークによる生活保護受給者をはじめとする生活困窮者等に対する一体的支援等を実施。 市と国の協同で「就労支援チーム」を構成し、付き添い型の綿密な支援を実施。	○支援対象者数80人 ○就職率60%	○支援対象者数126人 ○就職率67.5%(※) [参考]同市の生活保護受給者数 458人(平成24年2月末)
所沢市	H23.9.1	市役所庁舎内に生活保護窓口に隣接して「福祉・就労連携コーナー」を開設し、市とハローワークによる生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する一体的支援等を実施。 市と国の職員が連携しつつ、市役所に訪れる市民に対する福祉から就労までの支援をワンストップで実現。	○就職36人以上 (うち紹介就職24人以上) ○合同面接会、職場見学会、セミナーをそれぞれ1回以上実施	○就職75人 (うち紹介就職54人) ○開催状況 ・若年者就職面接会:9/14、12/14 ・介護就職面接会:9/20、11/29 [参考]同市の生活保護受給者数 4,645人(平成24年2月末)
大府市	H23.10.3	市役所に隣接するビルに「大府市就業支援センター(ワークプラザおおぶ)」を開設し、生活保護受給者等を対象に、市による生活支援サービスの相談・情報提供、セミナー・個別相談会の開催とハローワークの職業紹介等を一体的に実施。	○紹介就職150人以上 ○就職支援セミナーの開催、個別相談会の実施 ・延べ60人以上の相談、5回以上のセミナーの開催 ・キャリアカウンセラーによる個別相談を年5回以上実施	○紹介就職者数170人 ○就職支援セミナー:11/10(15名)、12/5(7名)、1/24(12名)、2/14(9名)、3/14(14名)計5回:57名参加 ○個別相談会:11/1(2名)、12/6(1名)、1/10(1名)、2/7(2名)、3/6(1名)計5回:7名参加 [参考]同市の生活保護受給者数 384人(平成24年3月末)

自治体名	事業開始日	事業概要	目標〈生活困窮者分〉	実績(24年3月末時点)〈同左〉
さいたま市	H24.3.1	福祉事務所にハローワーク部門を併設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対し、ハローワーク部門の相談員と福祉事務所ケースワーカー、自立支援員、就労支援員が連携して、一体的に就労支援を実施。	○就職25人以上 (うち紹介就職17人) ○セミナー開催(1回)	○就職24人 (うち紹介就職17人) ○セミナー開催実績なし
川口市	H23.12.1	福祉事務所の要請に応じて、福祉事務所にハローワークの職員・相談員を配置し、生活保護の窓口において具体的な求人情報を得やすくするとともに、被保護者に対する職業紹介や相談・助言等を実施。	○就職12人以上 (うち紹介就職8人以上) ○求人開拓及びセミナー(1回)を実施	○就職者数(そのうち紹介就職によるもの) 12月 3人(3人) 1月 5人(5人) 2月 8人(8人) <u>3月 10人(9人)</u> 合計 26人(25人) ○就職支援セミナー:2/29(31名)
墨田区	H24.2.1	区役所庁舎内に「就職支援コーナーすみだ」を設置し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。	○支援対象者数(新規)月12人 ○相談件数月120件以上 ○就職率60%以上	○支援対象者数 2月 15人 3月 12人 ○相談件数 2月 93件 3月 92件 ○就職率100%(※)4月末時点
中野区	H24.2.1	区役所庁舎内に「中野就職サポート」を設置し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。	○生活保護受給者等に対する就労支援を月間延べ140人に実施する ○個別支援の対象とし支援プランを策定した者の就職率60%以上	○2月 248人 3月 285人 の就労支援を実施 ○就職率89.5%(※)4月末時点

※生活保護受給者を主たる対象とした一体的実施事業実施市区(平成24年6月現在): 16市区(さいたま市、川口市、所沢市、志木市、新宿区、墨田区、中野区、相模原市、北杜市、岐阜市、大垣市、岡崎市、大府市、湖南市、総社市、瀬戸内市)
※新宿区、総社市、墨田区、中野区のチーム支援は、23年度に支援対象となった利用者が年度を越えて継続して支援を受ける場合があるため、就職率については確定値ではない。

調剤医療費(院外処方)に占める後発医薬品薬剤費の割合

調剤医療費(院外処方)に占める後発医薬品薬剤費の割合

	生活保護分	国保連・基金 審査全体分
全国 平均	7.0%	7.9%

(資料)

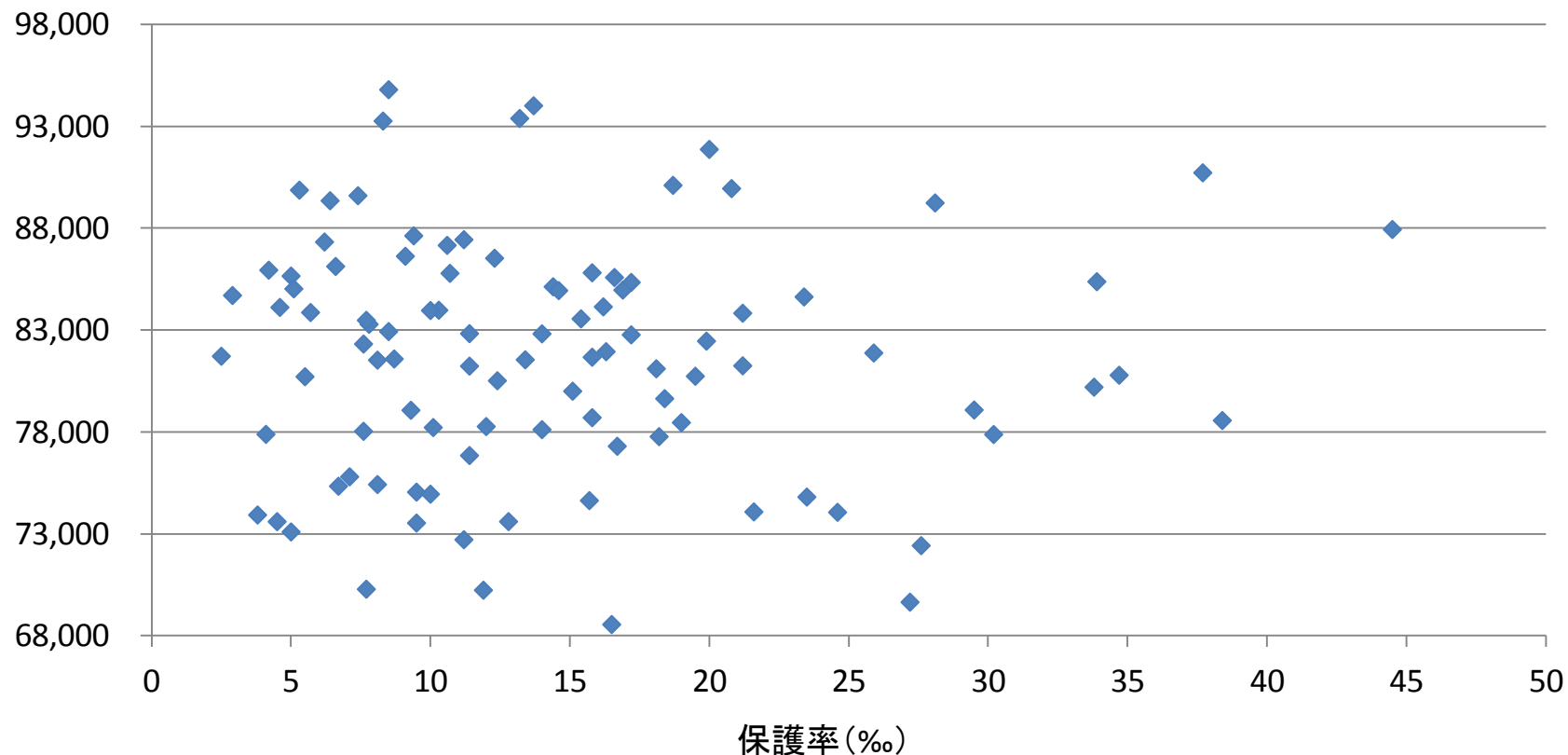
生活保護分： 医療扶助実態調査特別集計(平成22年6月審査分)

国保連・基金審査全体分(生活保護分を含む)： 調剤メディアス(平成22年5月診療分)

自治体別保護率と当該自治体の国保1人あたり保険料

自治体別保護率と当該自治体の国保1人あたり保険料

市町村国保1人あたり保険料(円)



(注)

平成22年度において、都道府県(郡部)、政令市、中核市別に保護率(対人口千人)と当該地域の市町村国保被保険者1人あたり保険料の関係を見たもの。

(資料)福祉行政報告例、国民健康保険事業年報

生業扶助について

生業扶助について

生業扶助は、要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その者の自立を図ることを目的として以下の費用を支給するもの。

生業費 支給件数 2,527件(平成22年度。以下同じ)

《基準額》： 45,000円以内（平成24年度。以下同じ。）

《対象》： 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金や、生業を行うために必要な器具若しくは資料について支給。

《具体例》： 左官業者の作業用品等

※. 既に生計維持を目的とする事業を営んでいる場合に、新たに器具等が必要となった場合については、生業費の支給ではなく、必要経費として収入から控除する取扱いをしている場合が多い。

技能修得費 支給件数 1,654件

《基準額》： 74,000円以内

《対象》： 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費について支給。

《具体例》： ヘルパー2級資格の受講料、自動車運転免許取得費用(免許の取得が雇用の条件となっている仕事に就くことが確実な場合に限る)等

高等学校等就学費 支給件数 135,572件

《基準額》： 5,300円 等

《対象》： 高等学校等に就学する者に対し、必要な学用品費や教材代などを支給。

《具体例》： 入学料及び入学考査料、通学用品費、クラブ活動経費等

※1. 高校就学中の者が留年した場合、留年中の期間については、原則給付対象外。

2. 中学校を卒業して数年以上経過しているような場合においては、就労等によって稼働能力を活用すべき状況にあると思われるため、原則給付対象外。

就職支度費 支給件数 3,345件

《基準額》： 28,000円以内

《対象》： 就職の確定した被保護者に対し、就職のため直接必要とする洋服類等、履き物等の購入費用について支給。

《具体例》： スーツ、革靴等

生活保護担当現業員の社会福祉士資格取得状況

生活保護担当現業員の社会福祉士資格取得状況

都道府県名	生活保護担当現業員(人)	社会福祉士	
		取得者数(人)	取得率(%)
1 北海道	1,166	11	0.9
2 青森県	241	2	0.8
3 岩手県	110	4	3.6
4 宮城県	178	3	1.7
5 秋田県	127	2	1.6
6 山形県	72	1	1.4
7 福島県	148	1	0.7
8 茨城県	185	5	2.7
9 栃木県	133	3	2.3
10 群馬県	103	3	2.9
11 埼玉県	472	49	10.4
12 千葉県	461	31	6.7
13 東京都	1,866	85	4.6
14 神奈川県	1,005	79	7.9
15 新潟県	158	7	4.4
16 富山県	42	2	4.8
17 石川県	63	6	9.5
18 福井県	43	6	14.0
19 山梨県	52	3	5.8
20 長野県	124	8	6.5
21 岐阜県	93	3	3.2
22 静岡県	183	8	4.4
23 愛知県	428	22	5.1
24 三重県	130	3	2.3

都道府県名	生活保護担当現業員(人)	社会福祉士	
		取得者数(人)	取得率(%)
25 滋賀県	82	13	15.9
26 京都府	464	9	1.9
27 大阪府	1,467	155	10.6
28 兵庫県	626	41	6.5
29 奈良県	131	4	3.1
30 和歌山県	118	7	5.9
31 鳥取県	57	1	1.8
32 島根県	70	5	7.1
33 岡山県	181	3	1.7
34 広島県	340	5	1.5
35 山口県	152	6	3.9
36 徳島県	104	1	1.0
37 香川県	85	0	0.0
38 愛媛県	176	3	1.7
39 高知県	144	0	0.0
40 福岡県	875	10	1.1
41 佐賀県	65	0	0.0
42 長崎県	226	3	1.3
43 熊本県	187	3	1.6
44 大分県	149	8	5.4
45 宮崎県	122	9	7.4
46 鹿児島県	269	2	0.7
47 沖縄県	208	6	2.9
合計	7,583	347	4.6

(資料)平成21年福祉事務所現況調査

社会福祉士、精神保健福祉士の養成及び就業状況について

社会福祉士制度の概要について

1 経緯及び資格概要

- 昭和62年3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において昭和62年5月21日成立、同5月26日公布された。
- 社会福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。

2 資格取得方法

- 福祉系4年制大学卒業者(指定科目履修)、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

3 社会福祉士国家試験の概要

○ 形態

年1回の筆記試験(1月の下旬に実施)

○ 筆記試験の科目(19科目)

- ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更正保護制度

※ なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の10科目)の試験が免除される。

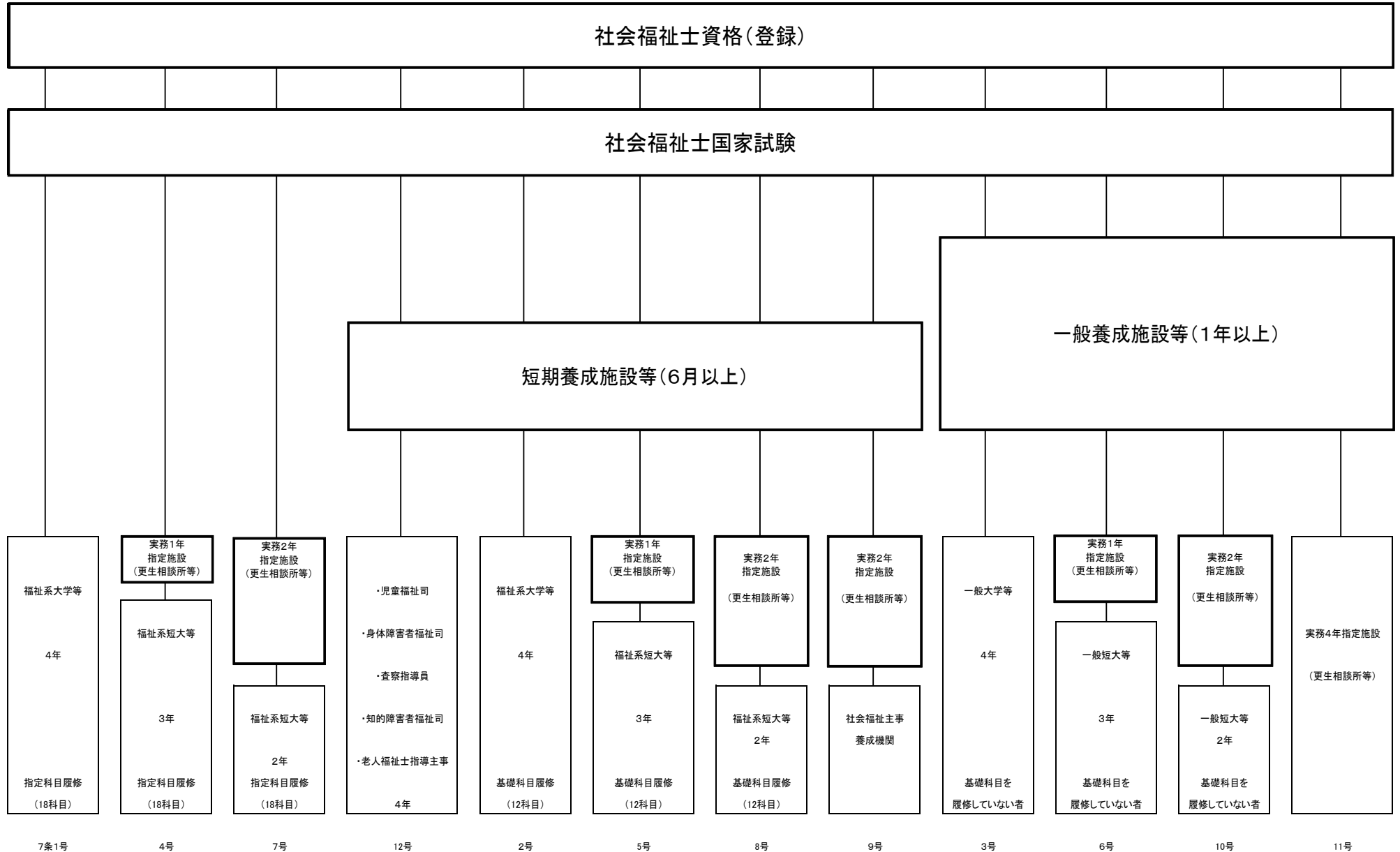
○ 試験の実施状況(平成23年度実施の第24回試験結果)

受験者数42,882人、合格者数11,282人(合格率26.3%)

4 資格者の登録状況

146,220人(平成23年9月末現在)

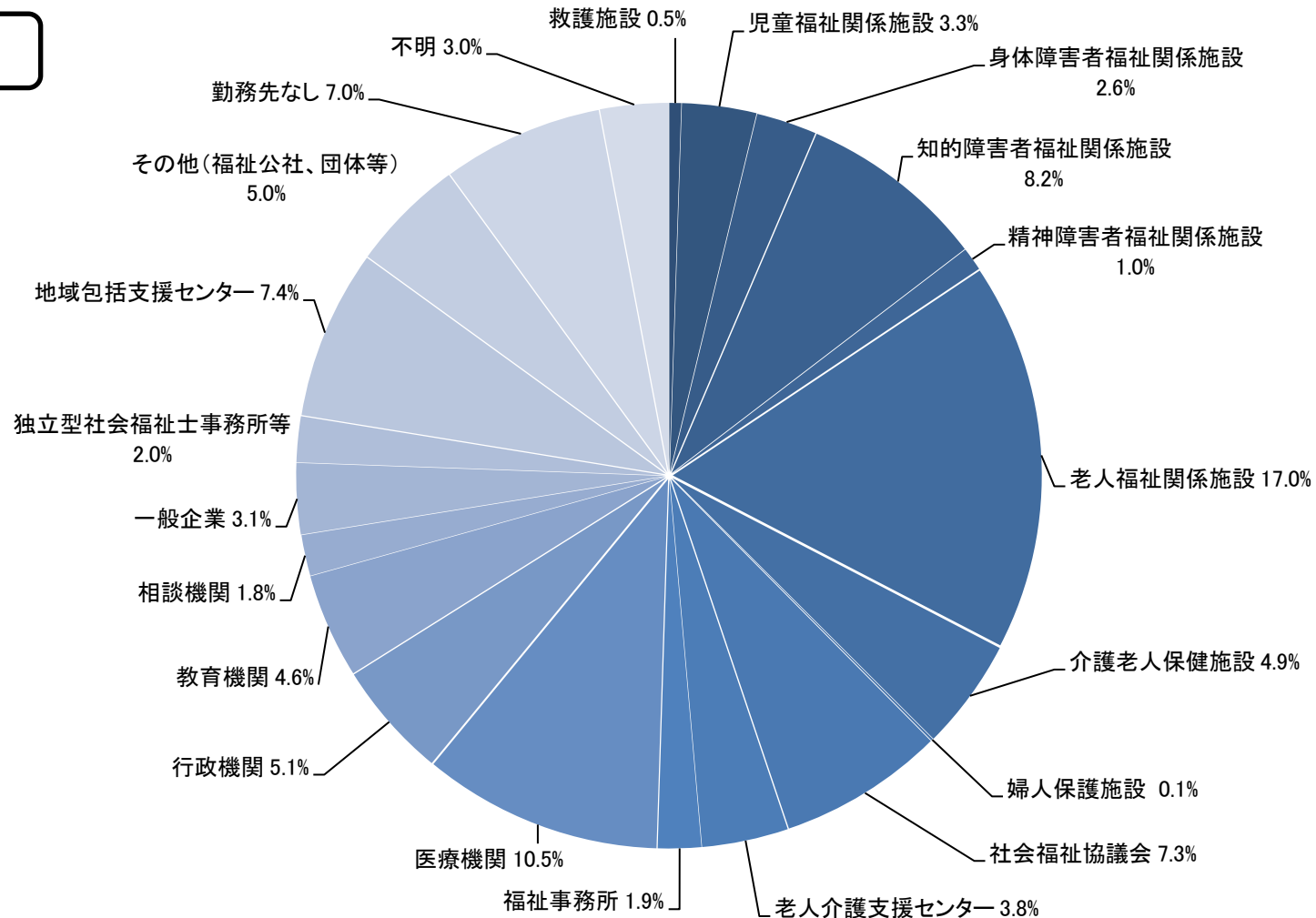
社会福祉士の資格取得方法



(社) 日本社会福祉士会会員の就労状況 (平成24年5月31日現在)

平成23年9月末時点における社会福祉士登録者数146,220人。
平成24年5月末時点の社会福祉士会会員34,895人 (入会率22.7%)。

就労先

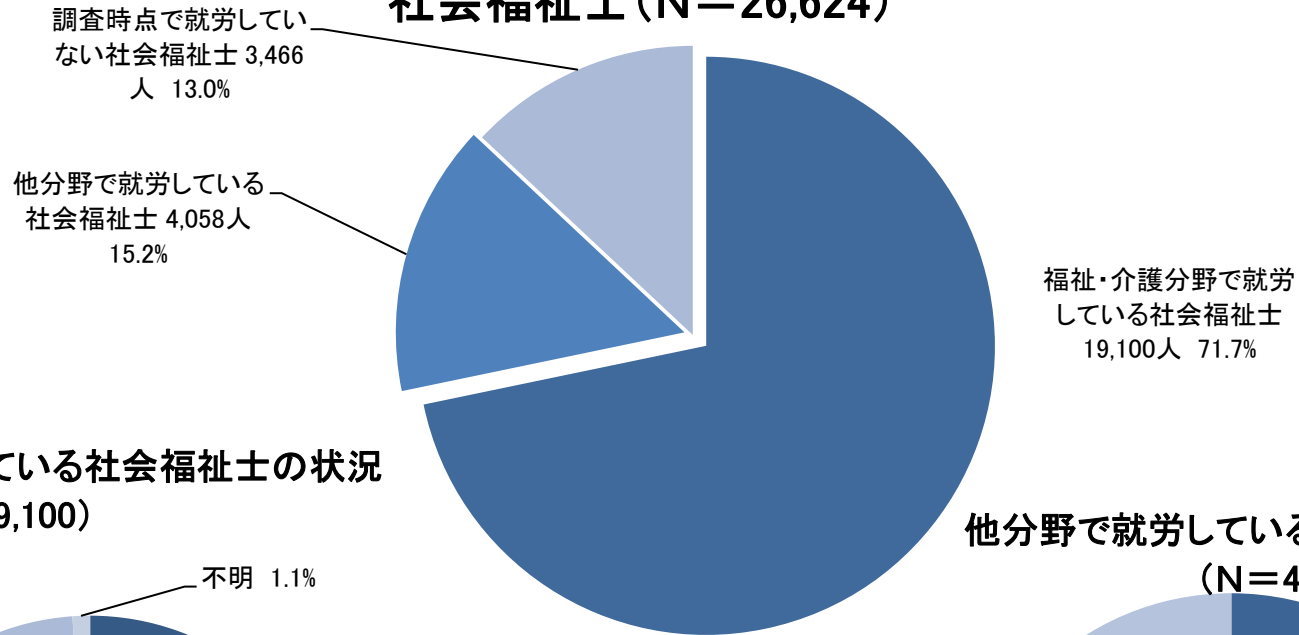


(注) (社) 日本社会福祉士会の会員のみを対象(日本社会福祉士会調べ)

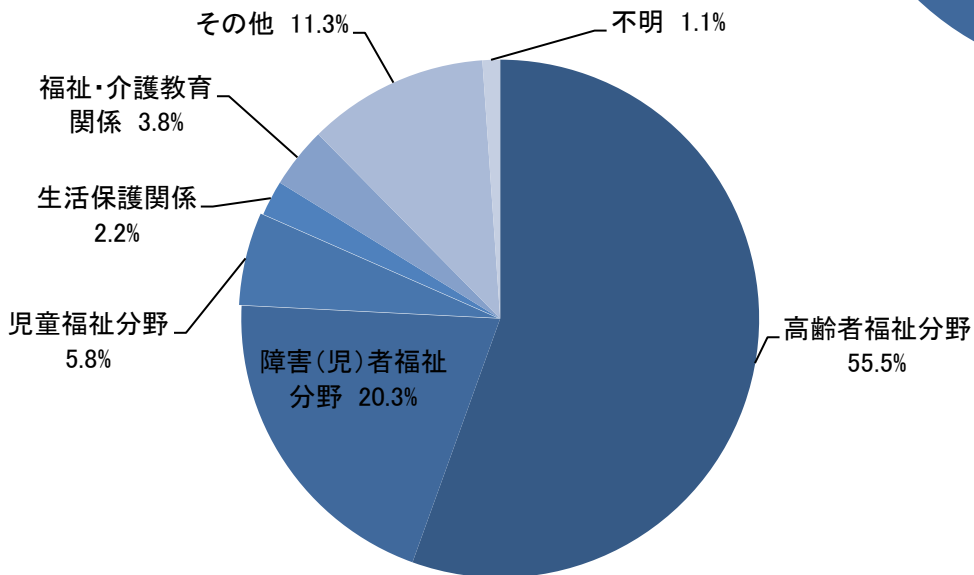
社会福祉士の就労状況

平成20年3月末時点における社会福祉士95,584人のうち、26,624人（約27.9%）から回答を得た。

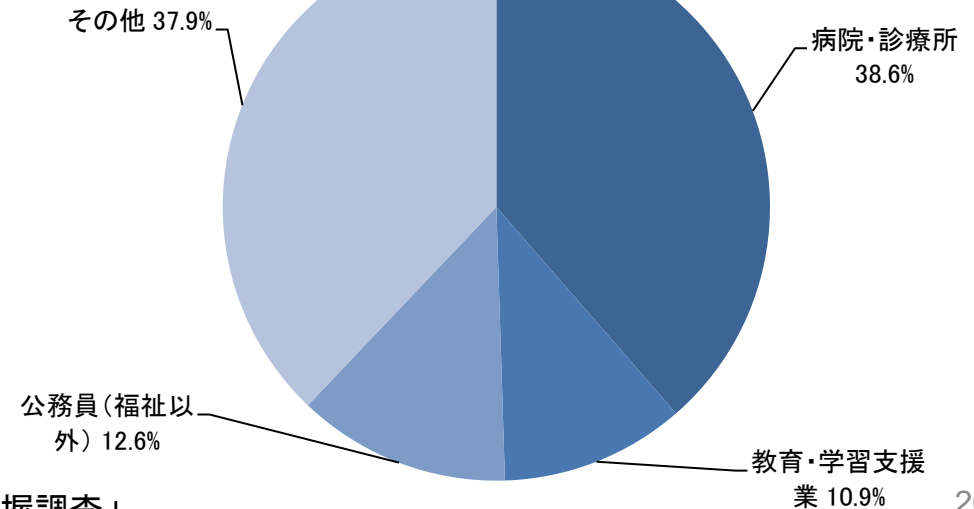
社会福祉士 (N=26,624)



福祉・介護分野で就労している社会福祉士の状況 (N=19,100)



他分野で就労している社会福祉士の状況 (N=4,058)



精神保健福祉士制度の概要について

1 経緯及び資格概要

- 精神保健福祉士は、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の国家資格である。精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者を言う。

2 資格取得方法

- 保健福祉系4年制大学卒業者(指定科目履修)、4年生大学卒業後精神保健福祉士指定養成施設卒業者等で、精神保健福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

3 精神保健福祉士国家試験の概要

○ 形態

年1回の筆記試験(1月下旬に実施)

○ 筆記試験の科目(15科目)

- ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧低所得者に対する支援と生活保護制度、⑨保健医療サービス、⑩権利擁護と成年後見制度、⑪精神医学、⑫精神保健学、⑬精神科リハビリテーション学、⑭精神保健福祉論、⑮精神保健福祉援助技術

※平成23年度時点であり、平成24年度国家試験より改正予定。

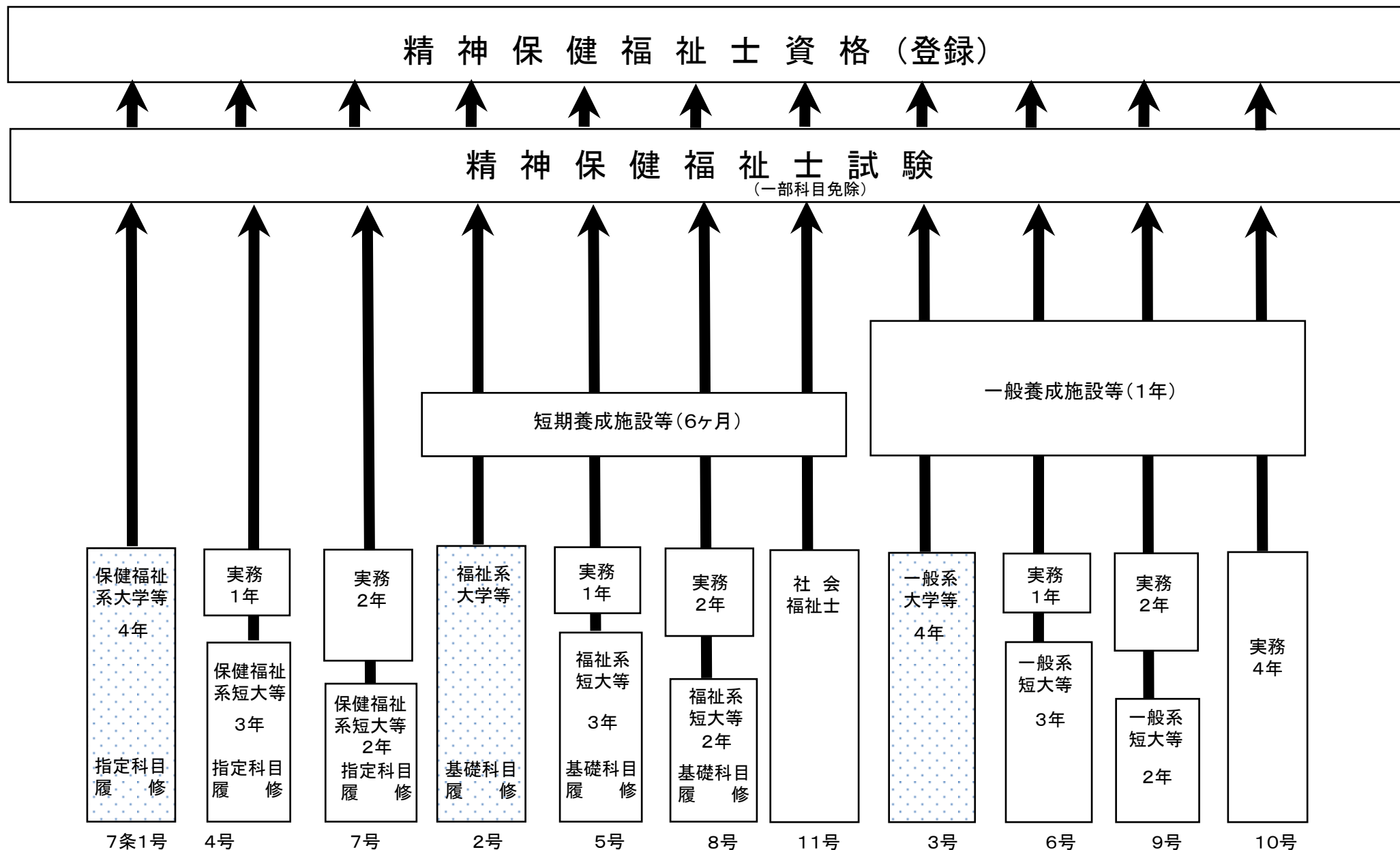
○ 試験の実施状況(平成23年度実施の第14回試験結果)

受験者数 7,770人、合格者数 4,865人(合格率62.6%)

4 資格者の登録状況

55,394人(平成24年3月末現在)

精神保健福祉士の資格取得方法



精神保健福祉士の就労状況

平成20年3月末時点における精神保健福祉士34,768人のうち、7,191人（約20.7%）から回答を得た。

精神保健福祉士（N=7,191）

調査時点で就労していない精神保健福祉士
863 12.0%

他分野で就労している精神保健福祉士
2,515 35.0%

福祉・介護分野で就労している精神保健福祉士
3,813 53.0%

福祉・介護分野で就労している精神保健福祉士の状況（N=3,813）

不明 1.7%

その他 19.0%

高齢者福祉分野 13.4%

障害（児）者福祉分野 57.7%

福祉・介護教育関係 4.3%

生活保護関係 1.5%

児童福祉分野 2.4%

他分野で就労している精神保健福祉士（N=2,515）

その他 13.3%

病院・診療所 49.3%

公務員（福祉以外） 31.1%

教育・学習支援業 6.1%